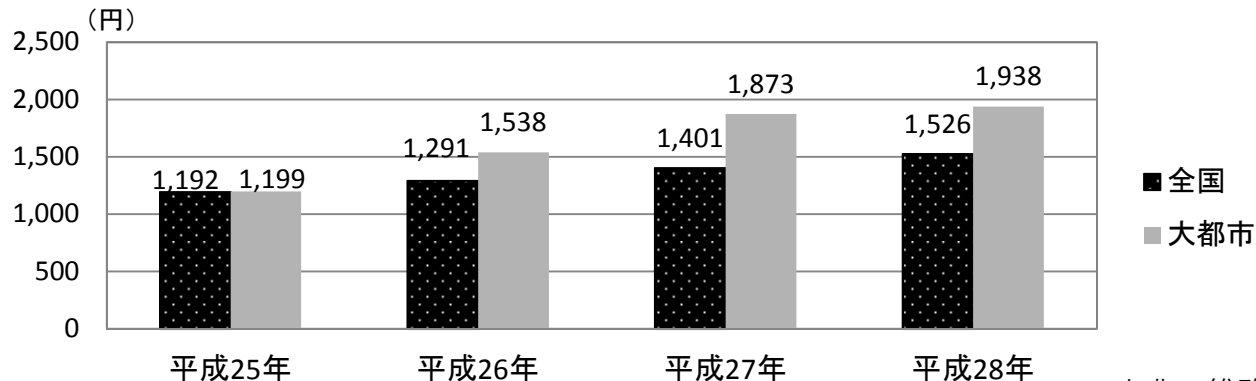


背景

- 家政婦紹介所の紹介等により個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者（以下「家事支援従事者」という。）については、家事使用人として労働基準法上の労働者とされておらず、労災保険の強制加入対象とならない。
 - ※ 家事支援従事者のうち、介護関係業務に従事するものについては、平成13年より特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象となっている。
 - しかし、
 - ・ 介護保険サービスを提供する訪問介護員（労働者）と同様の就労形態であるとの理由により介護作業従事者を対象としているところ、介護作業従事者特別加入の大宗を占める家政婦が家事支援を行っていることに鑑みれば、家事支援従事者は介護作業従事者と同様の就労形態と言え、特別加入の対象としない合理性は低いと考えられる
 - ・ 政府として、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を促進する中で、家事、育児等の支援サービスの需要が増大するものと考えられるため、家事支援従事者の就労条件を整備する必要がある
- 等の状況を踏まえ、家事支援従事者を特別加入制度（特定作業従事者）の加入対象とすることについて、検討を行うもの。

＜参考＞家事サービスへの家計支出額（全世帯平均／年額）



出典：総務省統計局「家計調査」

見直しの考え方について

- 特別加入の対象範囲については、下記の条件を考慮して定められており、今般の見直しについても、これらを踏まえ検討する必要がある。

【条件】

- ①業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
- ②業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。

- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

災害発生状況等に関する調査について

- 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会が、全国の家事サービス紹介所に登録されている家政婦に対し、災害発生状況、労働条件等について調査を行い、以下の結果を得たところ。

【結果概要】

- ・ 業務の実態について、個人家庭に雇用される家政婦は、労働基準法上の労働者ではないものの、個人家庭の指示を受け労務を提供している者であった。
- ・ 災害の発生状況について、通勤中の災害の割合が保険給付受給者全体に比べ多かった。
 - ※全災害（受診不要のケガは除く。）に占める通勤中の災害の割合：42.7%
 - 平成27年度保険給付新規受給者数に占める通勤災害に係る新規受給者数の割合：11.8%（参考）
 - ※就労先が2件以上である者は50%弱にのぼる。

対応方針について（案）

<条件①について>

- 調査結果から、家事支援従事者については、労働者に準じて保護するにふさわしい者といえる。

<条件②について>

- 対象範囲の拡大にあたっては、保険技術的な観点から業務上外の認定が可能となるよう業務の範囲の特定を行う必要があるが、これについては国家戦略特別区域法において既に定義がなされている「家事支援活動」の内容を参考に規定する。

<民業圧迫について>

- 現状、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会、公益財団法人介護労働安定センターが家政婦向けの民間損害保険を提供しているが、労災保険が補償しない対物・対人の損害賠償も補償内容としていること等から、必ずしも民業圧迫につながらないものと考える。

<危険防止措置について>

- 業規制の対象外であるため危険防止措置について一定の対応をとる必要があるが、現行の介護作業従事者の特別加入団体が行っている危険防止措置と同様の措置がとられるものと考えられ、逆選択の危険性は低いといえる。

⇒ **家事支援従事者について、特別加入の対象範囲に追加するものとする。**

（参考）労働者災害補償保険法施行規則の改正イメージ（平成30年4月1日施行予定）

改正案	現行
第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 <u>日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業のうち次に掲げるもの</u> イ <u>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの</u> ロ <u>炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為</u>	第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。 一～四 （略） 五 <u>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの</u>